

令和6年4月25日
保健福祉政策部
保健医療福祉推進課

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者候補者の選定について

1．主旨

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定期間が令和7年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（以下「条例」という。）に基づき、令和7年4月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2．指定管理者制度を適用する施設

- （1）施設名 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ
- （2）所在地 世田谷区松原六丁目37番10号

3．指定期間

4年間（令和7年4月1日～令和11年3月31日）

4．選定体制

（1）選定委員会の設置

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

（2）選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

5．現在の指定管理の状況等

（1）指定期間と指定管理者

5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

（2）選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、利用者満足度調査で好意的な評価が多く、新型コロナワクチンの主要な集団接種会場として、特段の事故やトラブルもなく円滑な施設運営に寄与したと評価を行う一方で、省エネルギー設備の一部運行に課題があったため、次年度の運営に向けた改善を行うとともに、次期指定管理者選定に省エネルギー設備の運行・維持管理実績といった改善の視点を取り入れていく。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1．施設の維持管理	設備機器の運行について一部課題があったが、改善に向け積極的に取り組んでおり、要求水準を概ね満たしている。
2．施設の運営	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、地域や関係団体との連携促進や効果的な情報発信については、さらなる取組みの強化が必要であるが、要求水準を概ね満たしている。
3．事故や緊急時等への対応	リスク管理に一部課題があったが、体制の見直しを図っており、要求水準を概ね満たしている。
4．サービス向上の取組み	要求水準を満たしており、問題点は特に見られない。また、利用者満足度調査において、スタッフ対応等のサービスの質や施設の満足度について8割以上が「とても良い」「良い」の回答であり、高い評価を得た。
5．収支状況	要求水準を満たしており、問題点は特に見られない。
6．改善の取組み	設備維持管理において、一部課題があるが、要求水準を概ね満たしている。
【総合評価】	
指定管理事業について、感染拡大防止の観点から小規模での実施を余儀なくされたものの、連携事業や自主事業を定期的 to 実施し、令和5年度にはうめとぴあフェスタを開催し一定の成果を得たことから、一層拠点内外の施設・団体との強固な連携ができてきたものと評価する。 施設運営については、新型コロナワクチンの主要な集団接種会場として、円滑な会場運営に寄与し、施設利用に関して、特段の事故やトラブルもなく、利用者満足度調査でも好意的な評価が多かったことから、円滑に施設の管理運営が行われたものと評価する。施設の省エネルギー設備の一部機器が運行を停止していたが、管理体制を見直し、再稼働に向け誠実に取り組んでいる。 拠点開設から3年が経ち施設利用者の定着化がみられるので、若い世代等、より幅広い区民が利用し、世代や障害の有無を超えた多様な交流を創出する施設になるよう、様々な事業を展開していく必要がある。	
【実績評価の反映】	
実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合が74.4%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は加点・減点は行わない方向とし、最終的には年度評価4年間分の結果を踏まえて加点を決定する。	

6．指定管理者制度導入の理由

保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に向け、保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的としている。

総合プラザで実施する交流イベントや喫茶室の運営等の地域交流業務、拠点内連携事業や情報発信等の拠点運営業務は、民間の柔軟な発想と創意工夫により、利用者ニーズに適した良質なサービスの提供が見込まれる。

また、管理運営業務や保守管理等の施設維持管理は、施設全体の一体的な管理による経費の節減と指定管理者の管理権限付与によるトラブルへの迅速な対応等が引き続き期待できる。よって、本施設に指定管理者制度を適用し、喫茶室は指定管理者の収入とする利用料金制にて運営する。

今後の見通しとして、次期指定管理期間を4年に短縮し、同施設内の「世田谷区立保健センター」の指定管理期間終了と時期を合わせ、4年後の令和11年4月からは総合プラザと保健センターの管理運営を一体的に行うことで、より一層効率的、効果的な運営を進められるよう検討する。

7．選定方法等

（１）選定方法

条例第25条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

（２）選定基準

総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。

総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8．今後のスケジュール（予定）

令和6年4月	福祉保健常任委員会報告（評価・選定方法）
5月	公募開始
5月～7月	選定期間
9月	福祉保健常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定）
令和7年4月	次期指定管理者による管理開始

指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授 地域保健福祉審議会委員
	朝日 雅也	埼玉県立大学名誉教授 障害者施策推進協議会
	大田 一久	松原 5・6 丁目自治会長 地域交流会議委員
	重田 朗子	民生委員児童委員協議会副会長 地域交流会議委員
	小泉 孝夫	世田谷区医師会理事
内部委員	田中 耕太	総合プラザ指定管理の担当部 保健福祉政策部長
	須藤 剛志 (令和 6 年 3 月 31 日まで) 杉中 寛之 (令和 6 年 4 月 1 日より)	民間施設棟障害者支援施設の担当部 障害福祉担当部長